

令和6年9月27日

事業主 殿  
担当者 殿

全国設計事務所健康保険組合

健康保険法の一部改正「短時間労働者の適用拡大」について並びに健康保険証  
発行廃止に伴う「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバー下4桁)の送付」  
について(その2)

謹啓 仲秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。健康保険組合の運営につきましては、日頃より格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険法の一部改正による令和6年10月1日からの短時間労働者の適用範囲拡大について、別紙の通りお知らせいたします。

また、令和6年12月2日より健康保険証新規発行廃止に伴うマイナ保険証への移行についての今後の取り扱い予定等も示されておりますので併せてご確認いただき従業員の方への周知、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 健康保険法の一部改正について

令和6年10月1日からの短時間労働者の適用範囲拡大

2. 健康保険証発行廃止(マイナ保険証への移行)へ向けた取り扱い予定について

- ① 令和6年9月11日までに届出された方(健康保険証発行)
- ② 令和6年9月12日～11月29日までに届出された(る)方(健康保険証発行)
- ③ 令和6年12月2日以降健康保険証発行廃止
- ④ 健康保険証の取り扱いについて
- ⑤ 事業主の皆さまへのお願い

【お問い合わせ先】

全国設計事務所健康保険組合  
業務部 適用・徴収グループ  
TEL 03-3404-7344

## 1. 健康保険法の一部改正「令和6年10月1日から短時間労働者の適用範囲拡大」について

### (1) 新たな短時間労働者の社会保険加入要件

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②雇用期間が2か月以上（見込み含む）
- ③報酬の月額が88,000円以上
- ④学生でないこと
- ⑤51人以上の事業所（特定事業所）に勤務している ⇒ **【改正前】101人以上**

### (2) 健康保険組合への必要となる届出について

#### ①新たに特定適用事業所に該当した場合

「健康保険特定適用事業所該当／不該当届」

年金機構より送付される「特定適用事業所該当事前のお知らせ」又は「特定事業所該当通知書」の写しを添付してご提出ください。

なお、「特定適用事業所該当事前のお知らせ」は令和6年9月上旬、「特定事業所該当通知書」は令和6年10月に年金機構より送付されます。

#### ②新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合

「健康保険資格取得届」

※備考欄「2. 短時間労働者の取得（特定事業所等）」に○を記入してください。

### (3) 社会保険適用促進手当について

令和5年10月から、社会保険が適用されていなかったパートやアルバイトなどの従業員が新たに被保険者となった場合に、事業主は、従業員の手取り収入が保険料負担により減少しないよう、「社会保険適用促進手当」を支給できることとなりました。社会保険適用促進手当は、保険料算定の基となる標準報酬月額や標準賞与額を算定する際の対象から除外できることとなっています。資格取得届報酬月額欄のご記入にはご注意ください。

#### 【対象者】

令和5年10月以降に新たに健康保険の被保険者となった労働者であって、標準報酬月額が10.4万円以下の人

#### 【上限額】

社会保険の適用によって負担することとなる健康保険・介護保険の保険料の本人負担分相当額

#### 【期間の上限】

それぞれの労働者について、最大2年間。2年間とは、社会保険適用促進手当が支給された月からではなく、手当が保険料負担軽減の対象とした最初の月から2年間となります。

## 2. 健康保険証発行廃止（マイナ保険証への移行）へ向けた取り扱い予定について

### （1）令和6年9月11日までに届出された方（健康保険証発行）

「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」を送付いたします。

令和6年9月11日までに届出された組合員の方は、健康保険証が発行されています。9月11日までに届出され、マイナンバーも記載いただいたすべての組合員（有資格）を対象に、厚生労働省の通達に基づき、「資格情報のお知らせ」を発行いたします。

この「資格情報のお知らせ」は本来、令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちの方に、健保組合の資格情報(記号・番号等)をお知らせするために発行するものです。

この通知は、ご自身で登録情報の正確性をご確認いただき、安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用していただくこと、また、健康保険証廃止後に、健康保険組合への保険給付の申請や健康診断のお申込みなど各種申請をする際に必要となる資格情報を確認していただくためのお知らせです。

#### 送付されるもの

- ・「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」…サンプル A
- ・「全国設計事務所健康保険組合ご加入者の皆さまへ」…サンプル B

#### 送 付 先

当組合登録の居所住所（ご自宅）宛

- ・被保険者及び各被扶養者の「資格情報のお知らせ」（5人家族の場合5通）を作成し、5通各々の宛名で「特定記録郵便」で送付します。

#### 送 付 時 期

令和6年10月9日（水）

#### そ の 他

①宛先不明で組合へ返戻された「資格情報のお知らせ」は、取りまとめて後日事業所へ送付いたします。事業所のご担当者様におかれましては、従業員への方への配付へのご理解とご協力をお願いいたします。

②上記期間の加入であっても9月12日以降に届出がされた方は（2）を参照ください。

③「資格情報のお知らせ」についてのお問合せ専用電話を設置いたします。

【専用電話】050-5443-6563

送付される同封物「全国設計事務所健康保険組合ご加入者の皆さまへ」に記載しています。

【設置期間】令和6年10月10日（木）～令和6年11月9日（土）

【受付時間】平日・土日祝日 9:00～18:00

※この問い合わせ専用電話事業は、株式会社東計電算に委託しています。

## (2) 令和6年9月12日～11月29日までに届出された(る)方(健康保険証発行)

原則として、当組合に令和6年9月12日～令和6年11月29日までに到着した届書までは「健康保険証」を発行し事業所へ送付します。ただし、不備や記入漏れがない場合に限りです。

また、「資格情報のお知らせ」は、令和7年1月頃(予定)事業所へ送付させていただきます。ご担当者様におかれましては、お手数ですが従業員の方への配布へのご理解とご協力をお願いいたします。なお、令和6年11月30日は土曜日のため、取扱いが令和6年12月2日(月)となります。

・次の方は(3)をご参照ください。

①上記期間の加入であっても11月30日以降に届出された方

②令和6年11月30日以降加入の方

※11月30日は土曜日のため受付日が12月2日(月)となるため。

## (3) 令和6年12月2日以降健康保険証発行廃止

令和6年12月2日から、新たに健康保険証が交付できなくなります。

今後は、医療機関等を受診する際の健康保険資格の確認は、原則として保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード(マイナ保険証)で行います。

### 「マイナ保険証」を有している方

「資格情報のお知らせ」を発行し事業所へ送付いたします。

### 「マイナ保険証」を保有していない方

「資格確認書」を発行し事業所へ送付いたします。

「資格確認書」とは「マイナ保険証」登録が困難な方(※)を対象に発行されるものと位置づけられています。「資格確認書」で医療機関受診ができますが、マイナ保険証のメリットを受けることができません。

(※)・海外に長期滞在してマイナンバーカードの取得が困難な方

・高齢によりマイナンバーカードの取得が困難な方

・その他の事由によりマイナンバーカードの取得が困難な方

#### (4) 健康保険証の取り扱いについて

既に発行されている「健康保険証」をお持ちの方は、経過措置期間が設けられ、令和7年12月1日までは今まで通り「健康保険証」で医療機関の受診ができます。ただし、令和7年12月2日以降はご利用できなくなりますので、令和7年12月1日までにマイナ保険証へ移行していただく必要があります。

	発行されている「健康保険証」の取り扱い		
	令和6年12月1日まで	令和6年12月2日～ 令和7年12月1日まで	令和7年12月2日以降
医療機関 の受診	受診可能	経過措置により受診可能	受診不可
保険証 紛失	健康保険証を再交付します 必要書類 ・保険証再交付申請書 ・保険証滅失届	<u>再交付ができません（健康保 険証廃止）</u> ア. マイナ保険証で医療機関 等受診 イ. マイナ保険証お持ちでな い方等は資格確認書の申 請（※）	<u>再交付ができません（健康保 険証廃止）</u> ア. マイナ保険証で医療機関 等受診 イ. マイナ保険証お持ちでな い方等は資格確認書の申 請（※）
氏名変更 (訂正)	届書に健康保険証の添付が 必要です	届書に健康保険証の添付が 必要です	<u>届書のみ提出</u> <u>健康保険証の添付不要、破棄 が可能です</u>
資格喪失	届書に健康保険証の添付が 必要です	届書に健康保険証の添付が 必要です	<u>届書のみ提出</u> <u>健康保険証の添付不要、破棄 が可能です</u>

(※) 申請書は、書式が決定次第ホームページにてお知らせいたします。

#### (5) 事業主様へのお願い

①資格取得届・被扶養者異動届に個人番号（マイナンバー）を必ず記入し届出てください。

届出をもとに組合が個人番号等の情報を登録します。登録までの間、マイナ保険証は使用できません。

②マイナ保険証の利用促進

発行されている健康保険証をお持ちの方は、経過措置として令和7年12月1日までご利用が可能ですが、「マイナ保険証」での受診はすでに始まっています。経過措置の間にマイナ保険証へ移行していただくよう従業員の皆様へのご指導をよろしくお願いいたします。

- ・別添「医療機関の受診はマイナ保険証で」をご利用ください。
- ・ホームページ健保ニュース「保険証廃止に向けた取り組みについて」もご参照ください。

## サンプル①

123-4567  
東京都東京区東京9-9-9  
東京マンション1111号

ご本人（被保険者）  
健保 太郎 様  
5678-12345678  
1/2



388-00-10143-2

# 000001

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷2-37-9  
けんぼプラザ  
全国設計事務所健康保険組合  
TEL03-3404-7344  
保険者番号

## 資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年6月1日時点）。

なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	5678	番号	12345678	(枝番)	11
氏名	健保 太郎				
フリガナ	ケンボ タロウ				
負担割合	3割				
資格取得年月日	令和 3年 5月 1日				
保険者名	テスト健康保険組合				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、次のとおりですのでご確認下さい（12桁のうち下4桁のみ表示）。

表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

\*\*\*\* \*\*\*\* 1 2 3 4

右を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

### 資格情報のお知らせ

発行通番 0000100001 令和6年7月1日発行  
テスト健康保険組合  
保険者番号 06000000

記号 5678 番号 12345678 (枝番) 11

氏名 健保 太郎

負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

# 個人番号の下4桁を ご確認ください！

「資格情報のお知らせ」に記載されている  
個人番号の下4桁とマイナンバーカードの裏面  
に記載されている個人番号の下4桁に相違がな  
いか、ご確認ください。

※「資格情報のお知らせ」に記載されている個  
人番号の下4桁が異なっていた場合は、健康保  
険組合へご連絡ください。

なぜ「資格情報のお知らせ」に個人番号の  
下4桁が印字されているの？

既に、お届けいただいている個人番号のさらなる正確性  
を期するため、今一度ご確認ください、安心してマイナ  
保険証をご利用いただくことを目的としております。

注) マイナ保険証とは、健康保険証の機能が追加された  
マイナンバーカードのことです。

## 資格情報のお知らせ（イメージ）

### 資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日時点）。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇		
フリガナ	〇〇〇〇〇〇〇〇		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇〇〇〇〇〇〇		

現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、次の  
とおりです（12桁のうち下4桁のみ表示）。力が一、表示されている下4桁の数字が、ご自分の  
個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

\*\*\*\* \* 9012

## マイナンバーカード裏面（イメージ）



# 「資格情報のお知らせ」は、 どのように利用するのですか？

2024年12月2日以降、現行の健康保険証は発行できなくなります。2024年12月1日以前に発行された  
健康保険証は経過措置として2025年12月1日まで使用することができますが、過渡期においてはオンラ  
イン資格確認ができない医療機関等でマイナ保険証を提示した際に、健保組合名や記号、番号等がわか  
らないため、マイナ保険証と合わせて当該医療機関等の窓口で提示いただくものです。

注) 「資格情報のお知らせ」は、健康保険証を代替するものではないため、  
これだけを提示して保険診療を受けることはできません。

### オンライン資格確認ができる医療機関等

マイナ保険証（マイナンバーカード）

オンライン資格確認システムの利用環境が構築され  
ており、正常に稼働していれば、マイナ保険証のみ  
で受診することができます。

※ マイナンバーカードをマイナ保険証として利用  
するためには、事前の利用手続き（紐づけ）が  
必要です。

### オンライン資格確認ができる環境がない医療機関等

マイナ保険証（マイナンバーカード）

両方が  
必要です！

資格情報のお知らせ

※ 機器や回線のトラブルでオンライン資格確認が  
できない場合も含まれます。

【お問合せ先】『資格情報のお知らせ』に関する専用電話（050-5443-6563）

受付時間（平日・土日祝日9:00～18:00） 専用電話契約期間：令和6年11月9日（土）まで

# よくある質問&回答

---

## Q1. 2024年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が廃止されると、医療機関等を受診したい場合、何がどのように変わるのですか？

**A1.** 2024年12月1日以前に発行された健康保険証は最長1年間有効とする経過措置が取られます。ただ、現行は、勤務先や居住地が変わることにより健康保険証が変わるほか、75歳に達した際には、後期高齢者医療制度に基づく医療保険に加入することとなり、この場合も健康保険証が変わります。現在は、転職や異動等により新しい健康保険証が発行されていますが、2024年12月2日以降はこうした転職や異動等があった時点でこの経過措置は終了します。  
2024年12月2日以降は、現行の健康保険証を発行することが出来なくなりますので、その時点で、皆様は原則としてマイナ保険証の利用に切り替えて頂くことが必要です。

---

## Q2. マイナ保険証の利用によってどんな医療制度の改善を目指しているのですか。

**A2.** マイナ保険証をご利用いただくと、皆様は医療機関・薬局等での診療情報や薬剤情報、特定健診の結果情報、あるいはまた医療機関等に支払った医療費の情報を「マイナポータル」で確認することができます。  
また、医療機関や薬局は皆様の同意に基づいて診療情報や薬剤情報、特定健診の結果情報を閲覧することができます。  
政府はこれらの情報に加えて、医療機関のカルテ情報や自治体の予防接種実施状況、介護認定情報などをデジタル化し、利用者や医療機関等が互いに閲覧、共有できる全国的なプラットフォームを作ることを目指しています。

---

## Q3. マイナ保険証を利用すると、どんなメリットがあるのですか。

**A3.** 1. 患者と医療関係者が診療情報や薬剤情報を共有することができるようになり、より正確な良い医療を受けることができます。  
2. 投薬の重複を避けることができ、過剰投与の防止に繋がります。  
3. 窓口での支払いが高額になる場合に、「限度額適用認定証」を提示しなくてもオンライン資格確認システムを通じて医療機関等が自己負担限度額を確認することができ、皆様は上限額を超えた部分の支払いを免除され、実負担が軽減されます。  
4. マイナ保険証ならば、転職や異動後も継続して利用することができます。

**注) 健保組合、協会健保、国保等への加入の届出は必要です。**

---

**※マイナポータルにログインすることで自身の資格情報の履歴についても確認することができます。**

健康保険証は2024年12月2日に廃止

マイナ  
保険証  
始まっています!

# 医療機関の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの(手続き方法は裏面)

今から使おう!マイナ保険証 なにが変わったの?

メリット

## 1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。  
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか?

A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります

他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。

メリット

## 2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。



患者の声

Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか?

A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、健保組合に限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。

厚生労働省作成動画 ▶【何が便利になるの?メリット編】



Q

## なぜ、マイナ保険証によるオンライン資格確認が必要なのか？

マイナンバーカードを置いて本人確認



A

## 保険証の不正使用の防止や医療従事者の業務負担軽減につながります

マイナ保険証によって迅速な本人確認を行い、ご加入の健保組合におけるあなたの資格情報を把握し、なりすましや不正利用を防止したり、医療機関等の業務効率化を図ることができます。持続可能な医療保険制度を目指していくことに、ご理解とご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードの使い方の詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。  
厚生労働省作成動画 ▶【どうやって使うの? 実践編】



## 手続きは簡単! マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは?

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

### 保険証利用の登録はここでできます

スマホで簡単!



<実証ベータ版> <正式版>

マイナポータル

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。



医療機関窓口のカードリーダー

受診時に簡単にできます!



セブン銀行ATM

カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ!



市区町村の窓口

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。  
厚生労働省作成動画 ▶【どうやって申し込むの? 今すぐできる! 簡単申込み編】



マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得しましょう。  
マイナンバーカード総合サイト▶



## 📣 健保組合からお伝えしたいこと

健保組合では、誤登録再発防止のため、マイナンバー紐づけ登録時に、本人確認のため氏名・生年月日に加え住民票住所まで正確に確認する再発防止策を講じています。これらの対策により安心・安全にマイナ保険証がご利用いただけます。医療機関で受診する際には、マイナ保険証をご利用ください。当組合の全加入者がマイナ保険証を利用することで、健保組合の事務効率化が図られ、適切な保険料利用につながります。保険証の利用登録がお済みでない場合は、本リーフレットを参考に早めに利用登録をお願いします。

参考 保険証の利用登録の状況 (令和5年4月15日時点)

当健保組合加入者の  
保険証の利用登録の割合 **58.95%**

保険者が行っている安心、安全のための対応策について、動画をご覧ください。

デジタル庁作成動画 ▶【報告と対策】



当健保組合は加入者の皆さまの健康増進を図り、良質で効率的な医療を受けられるよう、加入者の皆さまの安心・安全実現のために努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。